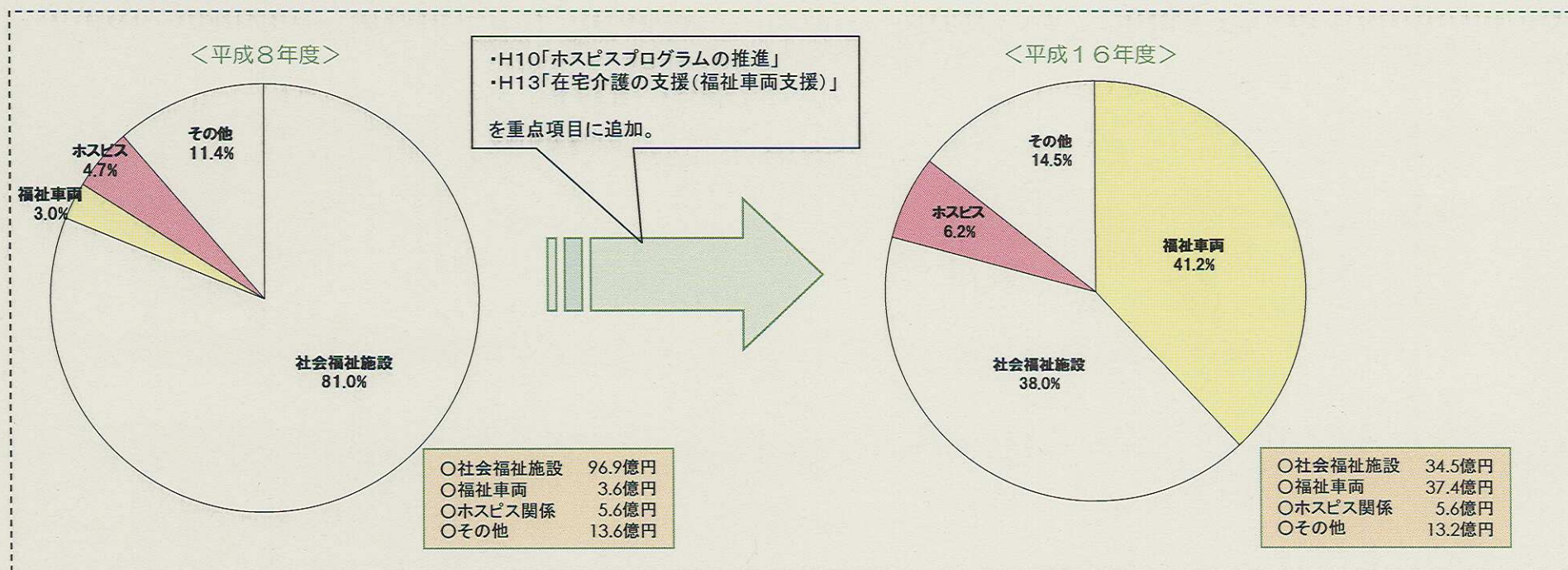


〔重点化の効果(例)〕

社会福祉事業における項目別助成金額の比較



効果

＜福祉車両の整備＞

事業開始当初(平成6年)から助成対象車種を拡大したことにより、福祉における多様なニーズに対応。

平成6年 **51台** → 平成16年度 **12,981台**(累計)

＜ホスピスプログラムの推進＞

専門の医師や看護師の養成、ホスピス病棟建築及び周知啓発セミナーの開催等のホスピスプログラムを推進。(平成7年度以前は助成無し)

平成8年 **31施設 547床** → 現在 **149施設 2824床**

(財) 日本船舶振興会の組織の在り方について

<船舶振興会設立までの経緯>

年	交付金等の制度	振興事業等
S26	<国庫納付金> 施行者→国庫	※振興事業は国自らが実施。
S29	<納入金> 施行者→連合会	※国に代わり、連合会が実施。
S34	<交付金> 施行者→連合会 ↓(委託) 工業振興会	※振興事業は連合会と、連合会の委託を受けた工業振興会が実施 ※工業振興会は、連合会の振興部を独立させて設立。
S37	<交付金> 施行者→船舶振興会	※観光、体育事業等へ振興事業の対象を拡大することに伴い、船舶振興会を設立。 ※その際、工業振興会に属する一切の権利義務を船舶振興会が承継。船舶振興会は、工業振興会と同様、財団法人として設立。

注) 連合会…(社)全国モーターボート競走会連合会、工業振興会…(財)日本船舶工業振興会、船舶振興会…(財)日本船舶振興会

<現在の規制>

【公営ギャンブルの規制】

<モーターボート競走法による監督>

- ・役員の選任認可
- ・事業計画及び収支予算の認可
- ・業務の方法の認可 等

【法人としての規制】

<特殊法人としての規制>

- ・役員の任期(長期在任の制限)
- ・政府調達に関するアクションプログラム
- ・行政評価・監視

<公益法人としての規制>

- ・役員について、天下りや同一業界出身者の制限
- ・外部監査の導入
- ・主務大臣による業務監査

(財) 日本船舶振興会

<法人組織のあり方の方向>

- ◎ 船舶振興会は、モーターボート競走の売上金の一部を交付金として受け入れ、公益事業の振興を図る団体であるため、国による一定の関与は必要
- ◎ 一方で、「官から民へ」の特殊法人改革の趣旨に鑑みれば、民間の力を活用することで効率的に公益の増進を図ることも必要
- ◎ したがって、モーターボート競走法に基づき国としてしっかり監督しつつ、現行の組織形態である財団法人として存続させることが適当